

○国土交通省告示第一号

利尻空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十
一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月五日

国土交通大臣 金子 恭之

一 設置者の氏名及び住所 北海道 北海道札幌市中央区北三条西六丁目

二 空港の名称及び位置 利尻空港 北海道利尻郡利尻富士町

三 変更した事項（変更前の事項については、平成八年運輸省告示第二百五十七号を参照。）

イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ 空港の総面積 六十七万二百二十七平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を北海道庁において縦覧に供する。

別図 利尻空港

